

名古屋市立幼稚園の利用者負担額（授業料）

名古屋市教育委員会

次の表に「利用者負担額決定通知書」の「世帯の階層区分」及び「備考」に表示された軽減措置を当てはめてご覧ください。

※名古屋市外で支給認定を受ける方（名古屋市外に住民登録がある方）は、原則として住民登録のある市町村の定める利用者負担額が適用されます。

世帯の階層区分		利用者負担額（授業料）月額		
		第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法世帯 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する 法律による支援給付受給世帯	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯 市民税所得割非課 税世帯	ひとり親世帯 障害者世帯等	0円	0円
	その他の世帯	3,000円	0円	0円
C1	市民税所得割額 77,100円以下の 世帯	ひとり親世帯 障害者世帯等	3,000円	0円
		その他の世帯	7,700円	4,900円
C2	市民税所得割額77,101円以上 211,200円以下の世帯	8,200円	4,900円	0円
C3	市民税所得割額211,201円以上 270,900円以下の世帯	8,200円	4,900円	0円
C4	市民税所得割額270,901円以上の世帯	8,200円	4,900円	0円

(注) 園児が第何子にあたるかは、世帯の小学校3年生以下（A、B、C1の階層区分では年齢上限なし）の子どもの中で、その出生の最も早い者から順に数えます。

入園時加算

名古屋市立幼稚園に初めて入園する園児については、入園する月に、授業料月額に7,000円を加算した額を納めていただきます。

授業料の減免

天災その他不慮の災害により授業料の納付が困難となった方、婚姻歴のないひとり親家庭の方は、授業料が減免される場合があります。幼稚園又は下記のお問い合わせ先にご相談ください。

その他の利用者負担

授業料のほかに、教材費、PTA会費などの諸費を納めていただきます。また、預かり保育を利用される場合には、別途利用料が必要となります。

詳しくは、幼稚園にお問い合わせください。

お問合せ先：名古屋市教育委員会学事課 (TEL：052-972-3385)